別表第2の1(第3条関係)

　○教員養成課程の教養科目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目　区　分 | | | 単位数 | |
| 教  養  科  目 | 共通基礎科目 | 日本国憲法 | 2 | 26 |
| 体育 | 2 |
| 情報機器の操作 | 2 |
| 外国語・外国語コミュニケーション | 6 |
| 倫理・人権 | 2 |
| アカデミックスキル | 2 |
| 基礎教養科目 | 人文科学入門 | 4 |
| 社会科学入門 |
| 自然科学入門 | 2 |
| 現代的教養科目 | 現代的教養科目 | 4 |
| 授業科目及び履修方法  1 日本国憲法については，日本国憲法2単位を開設し，必修とする。  2 体育については，体育Ⅰ及び体育Ⅱ各1単位を開設し，必修とする。  3 情報機器の操作については，情報機器の操作2単位を開設し，必修とする。  4 外国語・外国語コミュニケーションについては，外国語コミュニケーショ  ンⅠ及び外国語コミュニケーションⅡ各1単位を必修とし，それ以外につい  ては，開設する授業科目のうち4単位を必修又は選択必修とする。  5 倫理・人権については，倫理・人権2単位を開設し，必修とする。  6 アカデミックスキルについては，アカデミックスキル2単位を開設し，必修とする。  7 人文科学入門及び社会科学入門については，開設する授業科目のうちいずれ  か2科目4単位を選択必修とする。  8　自然科学入門については，開設する授業科目のうち2単位を選択必修とす  る。  9　現代的教養科目については，開設する授業科目のうち4単位を選択必修とする。 | | | | |

別表第2の2(第4条関係)

　○教員養成課程の専門科目(科目区分及び単位数)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目　区　分 | | | | 単位数 | | | |
| 小学校  対　応 | 中学校  対　応 | 特別支援  学校対応 | 養護教諭  対　　応 |
| 専門科目 | 教職課程コア科目 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門科目(小) | 20 | 2～4 | 4 |  |
| 教科に関する専門科目(中) | 0～12 | 20 |  |  |
| 教科指導科目(小) | 20 | 2～12 | 12 |  |
| 教科指導科目(中) | 0～4 | 8 |  |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 道徳・生徒指導等に関する科目 | | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 実践・省察科目 | | 15 | 15 | 16 | 15 |
| 専攻科目 | | | 8～22 | 14～30 | 43 | 62 |
| 計 | | | 97～99 | 93～97 | 95 | 97 |

別表第2の3(第4条関係)

○教員養成課程の専門科目(授業科目及び履修方法)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目区分，授業科目及び単位数  (必修及び選択必修科目) | | | | | 単位数及び履修方法 | | | |
| 小学校  対　応 | 中学校  対　応 | 特別支援  学校対応 | 養護教諭  対　　応 |
| 専      門  　科  　　　　　目 | 教　職　課　程　コ　ア　科　目 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門科目(小) | 初等国語 2  初等社会 2  初等算数 2  初等理科 2  初等生活 2  初等家庭 2  初等英語 2  初等音楽 2  初等図画工作 2  初等体育 2 | 2  2  2  2  2  2  2  2  2  2 | 2～  4 | 4 |  |
| 教科に関する専門科目(中) | 教員養成課程を置く各校における専攻又は分野の各履修基準で教科に関する専門科目(中)として規定する科目 | 0～12 | 中学校教諭一種免許状の取得に必要な20単位 |  |  |
| 教科指導科目(小) | 初等国語科教育法 2  初等社会科教育法 2  初等算数科教育法 2  初等理科教育法 2  初等生活科教育法 2  初等家庭科教育法 2  初等英語科教育法 2  初等音楽科教育法 2  初等図画工作科教育法 2  初等体育科教育法 2 | 2  2  2  2  2  2  2  2  2  2 | 2～12  ※12単位を履修させる場合は，特別支援学校対応と同様とする。 | 12  4 |  |
| 教科指導科目(中) | 中等国語科教育法Ⅰ 2  中等国語科教育法Ⅱ 2  中等国語科教育法Ⅲ 2  中等国語科教育法Ⅳ 2  中等社会科教育法Ⅰ 2  中等社会科教育法Ⅱ 2  中等社会科教育法Ⅲ 2  中等社会科教育法Ⅳ 2  中等数学科教育法Ⅰ 2  中等数学科教育法Ⅱ 2  中等数学科教育法Ⅲ 2  中等数学科教育法Ⅳ 2  中等理科教育法Ⅰ 2  中等理科教育法Ⅱ 2  中等理科教育法Ⅲ 2  中等理科教育法Ⅳ 2  中等音楽科教育法Ⅰ 2  中等音楽科教育法Ⅱ 2  中等音楽科教育法Ⅲ 2  中等音楽科教育法Ⅳ 2  中等美術科教育法Ⅰ 2  中等美術科教育法Ⅱ 2  中等美術科教育法Ⅲ 2  中等美術科教育法Ⅳ 2  中等保健体育科教育法Ⅰ 2  中等保健体育科教育法Ⅱ 2  中等保健体育科教育法Ⅲ 2  中等保健体育科教育法Ⅳ 2  中等保健科教育法Ⅰ 2  中等保健科教育法Ⅱ 2  中等保健科教育法Ⅲ 2  中等保健科教育法Ⅳ 2  中等技術科教育法Ⅰ 2  中等技術科教育法Ⅱ 2  中等技術科教育法Ⅲ 2  中等技術科教育法Ⅳ 2  中等家庭科教育法Ⅰ 2  中等家庭科教育法Ⅱ 2  中等家庭科教育法Ⅲ 2  中等家庭科教育法Ⅳ 2  中等英語科教育法Ⅰ 2  中等英語科教育法Ⅱ 2  中等英語科教育法Ⅲ 2  中等英語科教育法Ⅳ 2 | 0～4 | 中学校の教科(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語)の指導法科目として各教科４科目８単位以上を開設し，各専攻又は分野に対応した教科について４科目８単位を必修又は選択必修とする。 |  |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職論 2  教育の基礎と理念 2  発達と学習 2  教育の制度・経営と社会 2  特別支援教育 2 | | 2  2  2  2  2 | 2  2  2  2  2 | 2  2  2  2  2 | 2  2  2  2  2 |
| 道徳・生徒指導等に関する科目 | 道徳の理論と指導法 2  特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法 2  教育課程と教育方法（ICT活用含む） 2  生徒指導・進路指導の理論と方法 2  生徒理解と生徒指導 2  教育相談の理論と方法 2  教育相談の理論と方法(養護教諭) 2 | | 2  2  2  2  2 | 2  2  2  2  2 | 2  2  2  2  2 | 2  2  2  2  2 |
| 実践・省察科目 | 学校教育の実践と省察Ⅰ 2  学校教育の実践と省察Ⅱ 2  教育実習事前事後指導 1  教育実習事前事後指導(養護教諭) 1  教育実習(初等)Ⅰ 4  教育実習(中等)Ⅰ 4  特別支援教育実習 3  養護実習 4  介護等体験実習  教職実践演習(小・中・高) 2  (※旭川校は教職実践演習(幼・小・中・高) 2)  教職実践演習(養護教諭) 2  学校臨床研究 2  学校臨床研究(養護教諭) 2 | | 2  2  1  4  2  2  2 | 2  2  1  4  2  2  2 | 2  2  1  4  3  2  2 | 2  2  1  4  2  2  2 |
| 専攻科目 | | 教員養成課程を置く各校における専攻又は分野の履修基準による。 | | | | | |
| 計 | | | | 97～99 | 93～  97 | 95 | 97 |